



阿蘇市公告第19号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により令和6年12月20日付け阿蘇市公告第44号で公告した阿蘇農業振興地域整備計画を同法第13条第1項の規定により変更したので、同法第13条第4項において準用する第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

令和7年6月4日

阿蘇市長 松嶋和子



1 縦覧場所

阿蘇市役所西側別館 経済部農政課内

2 変更内容

農用地利用計画以外（農業生産基盤の整備開発計画）の変更（第六阿蘇地区水利施設等保全高度化事業等の追加）